

シリーズ 社会福祉法人の力を地域に ～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、すべての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

「放課後児童クラブが子どもたちの居場所になることを目指して」
社会福祉法人 本宮福祉会

取り組みの概要

本宮福祉会では、認定こども園の運営に加え、市の委託を受け放課後児童クラブを運営しています。放課後児童クラブでは、保護者が仕事等で昼間いない小学生を対象に、放課後や夏休みに生活・遊びの場を提供します。

保護者の急な都合ができた場合や、農業を営んでいる家庭の繁忙期だけの利用等、スポットで放課後児童クラブを利用することは、現行の制度では難しい状況です。

こども園を卒園した親子から相談をうけ、目の前の困っている人に応えたい…そのような思いから、放課後児童クラブの部分的な利用を社会福祉法人の柔軟性を生かして自主事業として開始しました。

取材に行った日の様子

木のぬくもりがあふれる園舎の中で、放課後児童クラブに通う児童は勉強をしたり、元気に遊んだり。時には児童たちが先生のお手伝いで園児のお世話やお掃除をしてくれることも。ランチタイムには、園内で調理されたあたたかい食事を、友達と楽しそうに食べています。

こども園に通っていた児童が多いため、小さな頃からの様子が把握でき、保護者とのコミュニケーションも円滑に図れ、急な利用の申し出にもスピーディーに対応することができます。保護者からも「きょうだいで、こども園と放課後児童クラブに通うことができて助かる。」との声があります。



夏休みに数日だけ利用する子は約10名。
この日は児童が園児に遊びを教える姿も見られました。

今後の取り組みへの思い



櫻井理事長・園長

放課後児童クラブが、子どもたちにとって、学校でも家でもない“居場所”になることを目指しています。今、認定こども園や保育所では、小学校との接続・連携が重視されていますが、認定こども園と放課後児童クラブ、放課後児童クラブと小学校の切れ目ない接続も重要。これからも、子どもたちの安心できる場の拡充に努めていきます。

【問い合わせ】 (社福) 本宮福祉会 TEL0767(57)5220

<http://www.hongu.ed.jp/enter/enter00.html>

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇